

住基カードを作りませんか

【町民課戸籍住民係 内線136 小泊支所 ☎64-2111】

住基カード(写真付き)は、運転免許証などと同じように身分証明書として利用できます。

- 住民票の写しや戸籍謄本などの交付申請
- 銀行口座の新規開設など
- パスポートの発行
- 書留郵便の受取
- インターネットを使った確定申告(e-Tax)に必要な証明書の格納などに利用できます。

住基カードには、「写真付き」と「写真なし」の2種類があります。

《写真付き住基カード》

《写真なし住基カード》



- ◎申請できる人…本人(未成年者及び成年被後見人は法定代理人)
 - ◎必要な書類…運転免許証、パスポートなど写真付きの身分証明書、印鑑(写真付きのものでない場合、発行に2~3日かかります)
 - ◎有効期限…10年(未成年者は5年)
 - ◎手数料…500円
- ※小泊支所で申請した場合は、カード発行まで4~5日ほどかかります。
 ※町から転出または死亡された人のカードは返納していただくことになります。

国保加入のみなさまへ 交通事故にあったとき、国保に届けていますか?

【町民課国保係 内線132・133】

交通事故にあったら、すぐ町民課・国保係へ届けてください。損害賠償と国保との関係でよくトラブルが起きています。

交通事故の被害者は、本来治療費を加害者から支払ってもらいますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない場合などは、国保で治療を受けることができます。その場合、国保係への届出が必要です。まわりの人も注意してあげてください。

〈安易な示談は気をつけて!〉

たとえば示談書に、治療費は国保を使って済ませるといような内容を盛りこむと、加害者に治療費の損害賠償請求ができなくなる場合があります。安易な示談は、国保の損失になるだけでなく、被害者自身に思いがけない治療費を負わせる結果となります。

示談を結ぶときには、国保係へご相談ください。

東日本大震災で 県外から避難されている皆さまへ

【総務課企画係 内線161】

東日本大震災の被害を受け、県外から町へ自主避難されている人へのお願いです。

- ①町役場へご自身の情報をご提供ください。
- ②避難前にお住まいの県や市町村から、さまざまなお知らせをお届けできるようになります。

役場からの お知らせ

中泊町役場 ☎57-2111
小泊支所 ☎64-2111

身体障害者 巡回診査・更生相談

【福祉課福祉推進係 内線124】

県障害者相談センターから

受診希望者は会場においてください。

◎対象者(整形外科、耳鼻科の)

- 1 身体障害者手帳交付を受けるため診査を必要とする人
 - 2 身体障害者手帳の再認定が必要とされた人
 - 3 障害程度・等級に変化があり変更を必要とする人
 - 4 補装具の処方が必要とする人
 - 5 生活・医療・施設入所などの相談を希望する人
- ※さまざまな条件・制約があります。くわしくはお問合せください。
- 科目: 耳鼻科「聴覚障害」
- 日時: 7月8日(金)
- 受付 13時15分~14時45分
- 場所: つがる市生涯学習交流センター「松の館」

- ※身体障害者手帳(所有者のみ)、印鑑をご持参ください。
- ※手帳の再認定以外で来場される場合は、福祉課まで連絡をお願いします。
- 科目: 整形外科「肢体不自由」
- 日時: 7月13日(水)
- 受付 8時45分~11時
- 場所: 五所川原市中央公民館
- ☎(35)6056

平成22年度 中泊町財政状況 (4/1 ~ 3/31)

一般会計

◆歳入

(単位：千円・%)

科目名	予算額	収入済額	収入率
町 税	707,832	715,854	101.1
地方譲与税	96,457	96,456	100.0
利子割交付金	2,208	2,208	100.0
配当割交付金	583	583	100.0
株式等譲渡所得割交付金	159	159	100.0
地方消費税交付金	110,798	110,798	100.0
自動車取得税交付金	24,201	24,201	100.0
地方特例交付金	19,741	19,741	100.0
地方交付税	4,218,650	4,218,650	100.0
交通安全対策特別交付金	960	952	99.2
分担金及び負担金	35,795	35,555	99.3
使用料及び手数料	92,767	92,402	99.6
国庫支出金	1,005,889	388,793	38.7
県支出金	582,679	475,219	81.6
財産収入	6,193	8,287	133.8
寄附金	301	360	119.6
繰入金	316,803	303,764	95.9
繰越金	139,457	139,458	100.0
諸収入	154,024	150,208	97.5
町債	970,200	217,400	22.4
合計	8,485,697	7,001,048	82.5

◆歳出

(単位：千円・%)

科目名	予算額	支出済額	執行率
議会費	108,392	106,077	97.9
総務費	1,594,572	1,463,153	91.8
民生費	1,147,967	1,029,624	89.7
衛生費	1,397,512	1,310,663	93.8
労働費	4,285	4,184	97.6
農林水産業費	596,627	585,854	98.2
商工費	106,128	99,736	94.0
土木費	599,486	387,311	64.6
消防費	502,407	489,435	97.4
教育費	1,028,103	890,145	86.6
災害復旧費	15,015	6,531	43.5
公債費	1,384,985	1,382,701	99.8
予備費	218	0	0
合計	8,485,697	7,755,414	91.4

町税の収入済額と構成比

(単位：千円・%)

税目名	収入済額	構成比
町 民 税	264,155	36.9
固 定 資 産 税	326,369	45.6
軽 自 動 車 税	30,852	4.3
た ば こ 税	94,478	13.2
合 計	715,854	100.0

特別会計・公営企業会計

(単位：千円・%)

会 計	区分	予算額	収入済額	収入率
			支出済額	執行率
国民健康保険事業 (事業勘定)	歳入	2,532,997	2,117,395	83.6
	歳出		2,351,261	92.8
老人保健事業	歳入	1,504	185	12.3
	歳出		185	12.3
農業集落 排水事業	歳入	36,717	36,478	99.3
	歳出		34,374	93.6
介護保険事業	歳入	1,436,574	1,309,307	91.1
	歳出		1,275,811	88.8
漁業集落 排水事業	歳入	28,580	16,416	57.4
	歳出		26,561	92.9
国民健康保険事業 (施設勘定)	歳入	644,275	227,907	35.4
	歳出		636,194	98.7
特別養護老人ホーム 静和園事業	歳入	318,113	275,937	86.7
	歳出		305,896	96.2
後期高齢者 医療事業	歳入	224,743	222,619	99.1
	歳出		224,063	99.7
水道事業 (収益的)	収入	355,023	358,598	101.0
	支出	307,167	295,874	96.3

町有財産の状況(一般会計・特別会計)

土 地	1,704,732㎡
山 林	88.53ha
建 物	123,374㎡
有 価 証 券	2,089千円
出資による権利	97,990千円
基金・積立金	1,705,070千円
自動車など	115台

町債及び一時借入金などの状況(一般会計・特別会計)

町債残高	10,891,630千円
一時借入金残高	2,000,000千円
基金繰替運用残高	0千円

移動年金相談を開催します

【弘前年金事務所 ☎0172-27-1309】

- 1. 場所…五所川原市役所(北棟5階第4会議室)
- 2. 実施日

年	月	日	曜日	相談時間
平成23年	7	13	水	10:00
	8	10		}
	9	14		
	10	12		
	11	9		
平成24年	12	14	15:00	
	1	11		
	2	8		

◎完全予約制です

ご予約はお電話でどうぞ。

※代理の人が相談される場合は、委任状(任意のもので構いません)、身分証明(運転免許証、保険証)などが必要です。

町特別保証制度

融資保証料補助金

【県信用保証協会五所川原支所
☎(35)4121
農政課商工係 内線157】

中小企業者の事業資金借入を円滑にするため、町では県信用保証協会と特別保証制度を実施しています。

☆特別保証制度

○簡易小口資金

貸付金額：1,000万円

(利率 年3・45%以内)

保証期間：7年以内

(据置期間：運転6か月以内、設備1年以内)

※保証料の2分の1を町が負担。
ただし1業者・同族企業者に

つき50千円まで。

○事業活性化資金

貸付金額：2,000万円

(利率 年3・75%以内)

保証期間：10年以内

(据置期間：運転6か月以内、設備1年以内)

※保証料の2分の1を町が負担。
ただし1業者・同族企業者に
つき150千円まで。

■保証料率などくわしくはお問
合せてください。

平成23年度労働保険 年度更新の手続き

【青森労働局労働保険徴収室
☎017(734)4145】

平成23年度の申告・納付は従

図書館情報

今月のMiniコレクション

6月の環境月間にちなみ、環境関連図書の展示・貸出を行います。

新刊情報

- 『県庁おもてなし課』 有川浩 角川書店
- 『放課後はミステリーとともに』 東川篤哉 実業之日本社
- 『隣室のモーツァルト』 藤堂志津子 文藝春秋
- 『モミガラを使いこなす』 農山漁村文化協会
- 『農業を仕事にする!』 藤井勝彦 大和出版

本の寄贈

- 加藤久宜さん 世界遺産全12巻
 - 宮越克子さん 世界動物百科全11巻ほか
 - 田中慶義さん 国民百科事典全8巻ほか
- ありがとうございました。大切にに使わせていただきます。

図書館臨時休館のお知らせ 【図書館 ☎69-1111】

図書館システム更新のため、6月23日(木)から27日(月)まで休館します。

来どおり6月1日から行います。
ただ青森県は、東日本大震災により、労働保険の申告・納付期限が延長されます。(別途告示する期限まで)

可能な方は、従来どおり7月11(月)までに申告・納付を行っていただくようお願いいたします。

男女共同参画週間

6月23日~29日

「チャンスをつかち、未来を拓こう」

【県青少年・男女共同参画課
☎017(734)92208】

■「青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰」募集

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/danjo/23ikiikiboshu.html>

男女共同参画社会の実現に向けて取り組む個人・団体の知事表彰を行っています。現在、23年度の候補者を募集しています。

【募集内容】

- ・企業の職場づくり部門 男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む企業、事業所
- ・女性のチャレンジ部門 起業、NPO、地域活動などにチャレンジする女性、団体

【締切】 7月29日(金)

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/danjo/23ikiikiboshu.html>

心配ごと相談 中泊町社会福祉協議会

中里地域

6月22日 竹内 恭一、竹谷 昭則

7月13日 葛西 嘉四次、秋元 武弘

相談場所 役場相談室
相談時間 午前9時~午後2時

なんでも行政相談

日 時…6月15日(水) 午前9時~12時
(毎月第3水曜日)

場 所…中央公民館

行政相談委員…秋元 武弘、藪田 由比子

※行政相談は、住民から寄せられた苦情や意見・要望を、住民と関係行政機関との間に立って、公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図ります。

日本脳炎予防接種1期の積極的勧奨について

積極的勧奨について

【保健センター 中里 ☎(57)3920 小泊 ☎(64)3748】

日本脳炎の予防接種は、厚生労働省により平成17年5月から積極的勧奨を差し控えていましたが、平成22年度から順次再開しています。

※積極的勧奨：強制ではないが、積極的に接種を勧めること

平成23年度1期初回・1期追加の対象者

■平成19年4月1日～平成21年3月31日生まれの人

■平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれの人

(接種状況を母子健康手帳で確認するか、保健センターに問合せのうえ、1期の不足分を接種してください)

接種について

■対象者には個別に通知されます。(4歳になる人へは、平成22年度に通知済みです)

■3歳・9歳の人は、それぞれ満3歳・満9歳に達してから接種してください。

■町予防接種委託医療機関で接種してください。(委託医療機関が分からない人は、お問合せください)



今年度の対象者でない人の接種

■6か月～7歳6か月未満、11歳～13歳未満の人は、1期接種を希望により公費負担で行うことができます。(3歳～4歳以外)

■1期接種が終了した人で2期接種を希望する場合、満9歳～13歳未満の年齢で接種することができません。接種を希望する人は、保健センターへお問合せください。

接種方法

○通常の日本脳炎定期予防接種の時期・回数

接種期	標準的な接種年齢	接種回数
1期初回	3歳	6日～28日の間隔において2回
1期追加	4歳	1期初回接種後、おおむね1年をおいて1回
2期	9歳	1回

○厚労省の積極的勧奨差し控えて接種をのがした人

対象者	接種時期	接種スケジュール
全く接種していない人	生後6か月～7歳6か月未満	6日～28日の間隔において2回、さらにおおむね1年経過後に1回接種
1回しか接種していない人	または 9歳	6日以上の間隔において2回接種
2回しか接種していない人	13歳未満	1回接種

【注意】1期初回1回目接種後、6日～28日の間に1期初回2回目を接種できなかった場合は、自己負担による任意接種となります。ただし、発熱など健康上の理由で接種できなかった場合は、保健センターにご連絡ください。

平成23年7月1日から青森県暴力団排除条例が施行されます【五所川原警察署】

■基本理念

県、県民、事業者が連携して一丸となり、暴力団排除を推進します。

■条例の主な内容

- 暴力団事務所の開設・運営禁止……学校などの周囲200m以内に開設することは禁止。
- 暴力団排除のための規制……事業者は、暴力団の威力を利用するため、金品などの利益を提供しないことなど。
- 県・県民・事業者の責務……県は、暴力団排除に関する基本的、総合的な施策を策定・実施します。県民・事業者の皆さんは、暴力団排除に役立つ情報を積極的にご提供ください。また、暴力団による不当な要求には応じないでください。
- 義務違反者などに対する措置……暴力団排除の規制に違反すると、報告や資料の提出を求めたり、それに応じない場合は公表することがあります。

平成23年度成人式

【教育委員会社会教育課

☎(69)1112

■日時：8月15日(月)

午前10時30分

■場所：総合文化センター「パルナス」

■該当者：平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ

該当する人には7月上旬～中旬に、案内文書を送付いたします。出欠を返信ハガキでお知らせください。

※平成19年4月以降に転出した人には、実家などに送付します。

広告

6/1 10:00よりスタート!

キッズロケーション 『Skip』

☆ 受付期間 6/1～8/31まで
 ☆ お写真 六切サイズ(17×23cm) 額入り
 ☆ 対象 1歳～12歳のお子様とご家族
 ☆ 参加費 ¥5,250 (税込み)

遊びながら楽しく撮影するので、とっても自然なお写真に！
 海や公園などお気に入りの場所で撮影しちゃう♪

http://motoyama-studio.com

MOTOYAMA モトヤマ写真館 〒038-3145 つがる市木造千代町7
 TEL/FAX.0173-42-2651
 http://motoyama-studio.com